



厚生労働省北海道労働局発表
平成 29 年 5 月 15 日

【担当】厚生労働省 北海道労働局労働基準部
監督課
安全課
電話：011-709-2311（内 3542, 3552）

「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の取組結果 ～道内の 851 の建設工事現場に対し監督指導及びパトロールを実施～

北海道労働局（局長 ^{ひさち} 引地 ^{むつお} 睦夫）は、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」期間（平成 28 年 10 月から 12 月まで）における、管下 17 の労働基準監督署（支署）で行った建設工事現場に対する監督指導及びパトロールの実施結果を取りまとめました。

建設業において労働災害が増加傾向を示す 10 月から 12 月までの期間に、三大災害（墜落・転落災害、重機災害、倒壊・崩壊災害）、火災災害、交通労働災害の防止を重点実施事項として、「建設工事追い込み期労働災害防止運動」（別紙 1）を展開しました。

この運動の一環として、同期間に建設工事現場に対する労働基準監督署による監督指導、建設工事発注機関又は各地域の建設業関係団体との合同パトロールを実施しました。

1 監等指導実施結果

期間中、531 現場に監督指導（※1）を実施し、その内 234 現場（44.1%）で労働安全衛生法違反が認められ、その是正を指導しました（別紙 2 の 2）。また、29 現場で、手すり等が設けられていない足場など、危険性が高い設備について、使用停止等（※2）を命じました。

2 パトロール実施結果

期間中、320 現場にパトロールを実施し、墜落・転落災害の防止など重点実施事項に関する事項、現場における安全衛生管理体制に関する事項などの指導を実施しました（別紙 2 の 3）。

3 建設業における労働災害防止の取組について

現在、北海道労働局では、建設工事現場が動き出す 4 月から 6 月までの期間において、「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開しており、引き続き建設業における労働災害の防止のための取組を行っています（別紙 3）。

- ※1 監督指導とは、労働基準監督官による現場への立入調査により是正・改善を指導すること。
- ※2 使用停止等とは、危険性の高い機械・設備などについて、労働基準監督官が労働安全衛生法令に基づき、その場で当該機械・設備などの使用の停止、設備等の変更を命ずる行政処分のこと。

・添付書類

- 別紙1 「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」
- 別紙2 「平成28年度建設工事追い込み期労働災害防止運動実施結果」
- 別紙3 「建設工事着工期労働災害防止運動」リーフレット

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 平成28年10月1日～12月31日)

厚生労働省北海道労働局

建設業の8月末現在の死亡者数は、前年同期に比べ8人(▲42.1%)減少の11人、死傷者数は前年同期に比べ57人(▲10.7%)減少の475人と、それぞれ減少しています。「事故の型別」では、死亡災害は「交通事故」が最も多く4人、次に「墜落、転落」が3人、「崩壊、倒壊」が2人、「有害物等との接触」及び「高温・低温の物との接触」がそれぞれ1人となっています。

現在、建設業の死傷労働災害は前年と比べ減少しているものの、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間の3割弱がこの時期に発生しています。加えて、本年は台風の被害に係る災害復旧工事が見込まれます。

なお、第12次労働災害防止計画における建設業の減少目標(平成24年に比べ平成29年までに15%以上減少させる。)の達成については、昨年までは大変厳しい状況でしたが、今年度の建設工事着工期における各工事現場の取組の成果もあって、目標達成も視野に入ってきたところであり、本運動の重要性も増しております。

これらのことを踏まえ、これから迎える建設工事の追い込み期に、三大災害、火災災害、交通労働災害の防止を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開することとします。

1 取組期間

平成28年10月1日～12月31日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)

3 協賛者

建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 安全パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、集中的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。特に、10月17日から31日の間に全道一斉監督指導を実施する。
- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

(1) 全般的事項

- ① 経営トップによる安全パトロールの実施
- ② 現場責任者による巡視・点検の励行
- ③ 全ての店社・現場に建設工事追い込み期労働災害防止運動の別添「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の設置、掲示

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)

- ① 墜落・転落災害防止対策
 - ア 開口部の養生、危険箇所の表示
 - イ 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - ウ 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - エ 作業主任者の選任、職務の励行
 - オ 防網の設置、安全带取付設備の設置
 - カ ハーネス型安全帯の導入促進

② 重機災害防止対策

ア 車両系建設機械

- (ア) 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
- (イ) 立入禁止区域の明確化
- (ウ) 誘導者の配置による転落・接触防止
- (エ) 主たる用途以外の使用制限

イ 移動式クレーン

- (ア) 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
- (イ) 過負荷の制限
- (ウ) アウトリガーの最大張出
- (エ) 適正な玉掛用具の使用
- (オ) 安全装置の有効使用

③ 崩壊・倒壊災害防止対策

ア 土砂崩壊

- (ア) 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
- (イ) 作業開始前の地山の点検
- (ウ) 作業主任者の直接指揮
- (エ) 作業手順に基づく安全作業
- (オ) 現場責任者による巡視・点検の励行

イ 構築物・仮設物の倒壊

- (ア) 作業計画の作成
- (イ) 作業手順の確立
- (ウ) 避難場所の確保
- (エ) 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知

④ 火災災害防止対策

ア 火気の取扱い管理の徹底

イ 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止

⑤ 交通労働災害防止対策

ア 路面状況にあった安全な速度での走行

イ 工事現場における第三者車両からの被害防止

- (ア) 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
- (イ) 交通誘導者の配置
- (ウ) バリゲートの設置

ウ 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守

エ 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用

オ 運転者の運転業務以外の業務の軽減

カ 過労運転の防止

⑥ 急性中毒災害防止対策

ア 一酸化炭素

- (ア) 屋内での内燃機関の使用禁止
- (イ) やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・ リスクアセスメントの実施

イ 有機溶剤

- (ア) 換気装置の使用
- (イ) 送気マスク、防毒マスクの使用
- (ウ) SDS（安全データシート）を活用し、リスクアセスメントの実施

ウ 酸欠・硫化水素

- (ア) 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
- (イ) 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
- (ウ) 作業主任者の選任
- (エ) 安全衛生教育の実施
- (オ) 元請事業者の下請事業者に対する指導援助

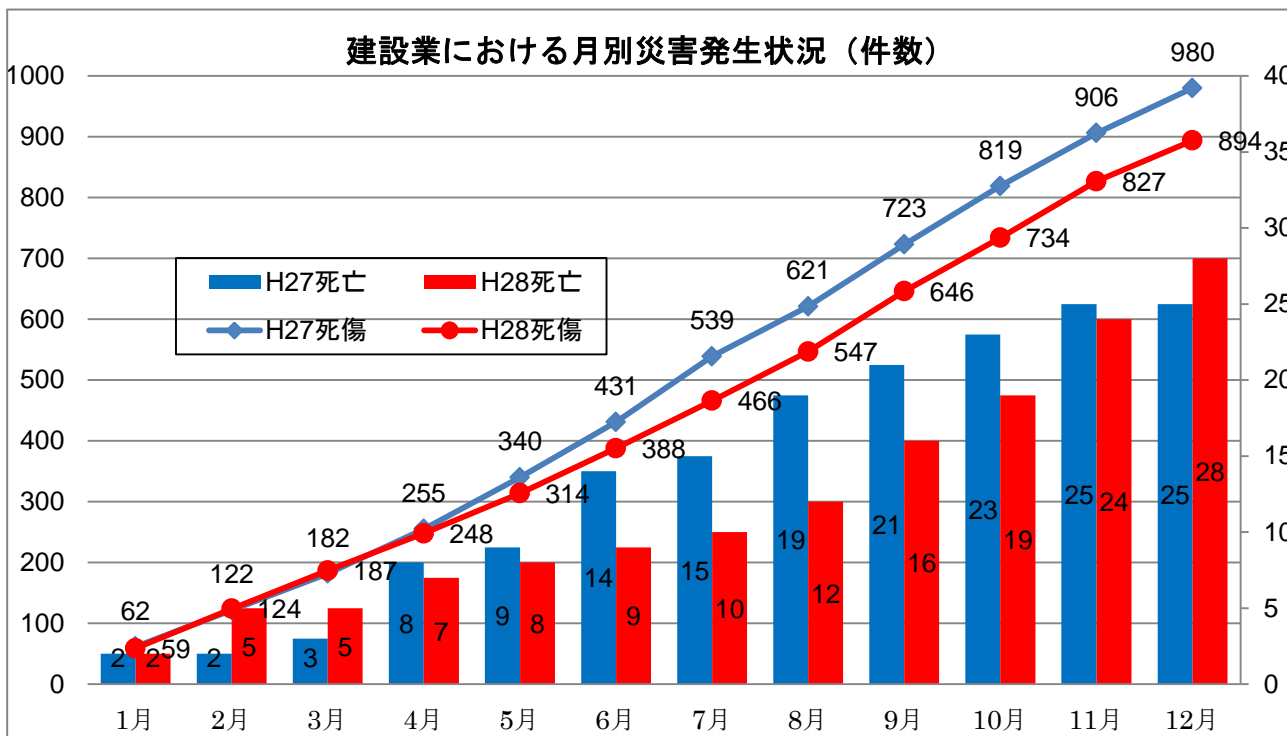
(3) 台風関連の災害復旧工事にかかる対策

- ① 土砂崩壊防止対策（事前調査、作業計画、地山の点検、土止め、斜面崩壊）
- ② 重機災害防止対策（作業計画、作業前ミーティング、転落防止、解体時の飛来落下、作業資格）
- ③ 土石流災害防止対策（事前調査、上流の監視、警報設備、避難方法）
- ④ 建設物解体時の石綿ばく露防止対策（事前調査、隔離養生、湿潤化、マスクの使用、立入禁止措置）

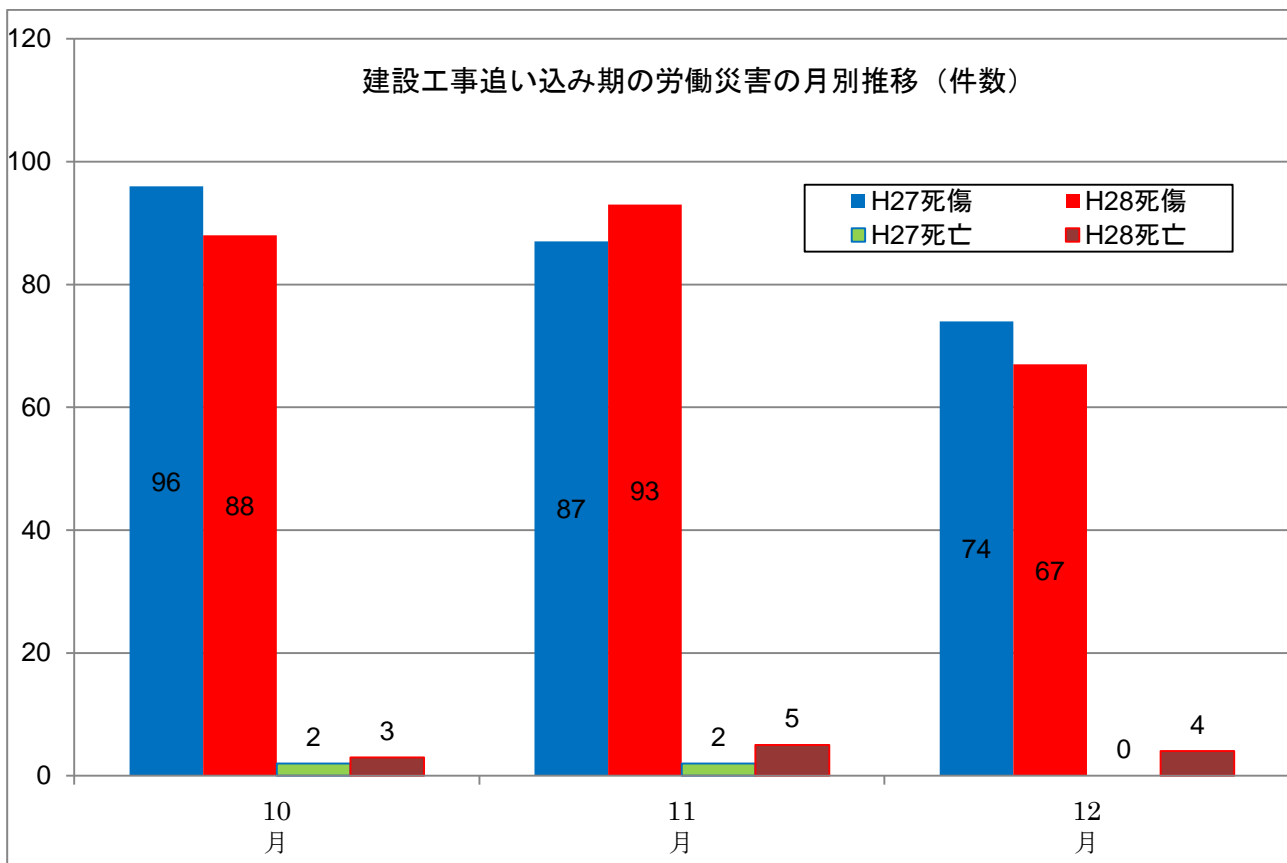
平成 28 年度 建設工事追い込み期労働災害防止運動実施結果

厚生労働省北海道労働局

1 建設工事における労働災害発生状況



建設工事追い込み期における労働災害発生状況

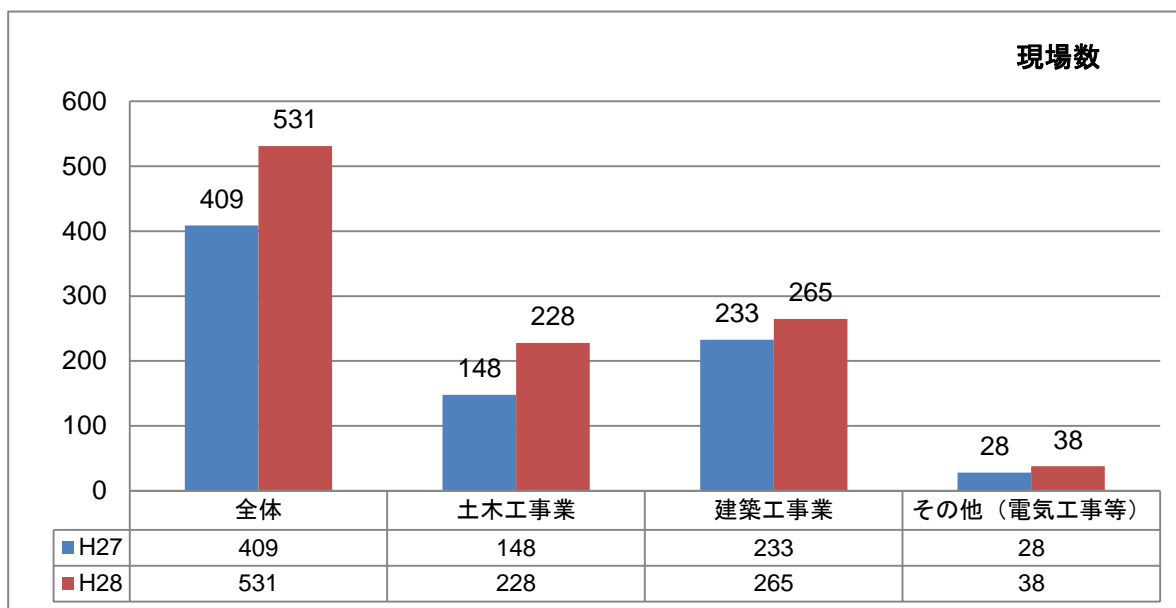


2 建設工事追い込み期における監督指導実施状況

(1) 監督指導実施現場数

平成 28 年 10 月から同年 12 月までの建設工事追い込み期において、531 現場に対して監督指導（※）を実施しました。工事種別ごとの監督指導の状況は下図のとおりです。

※監督指導とは、労働基準監督官による現場への立入調査により是正・改善を指導すること。



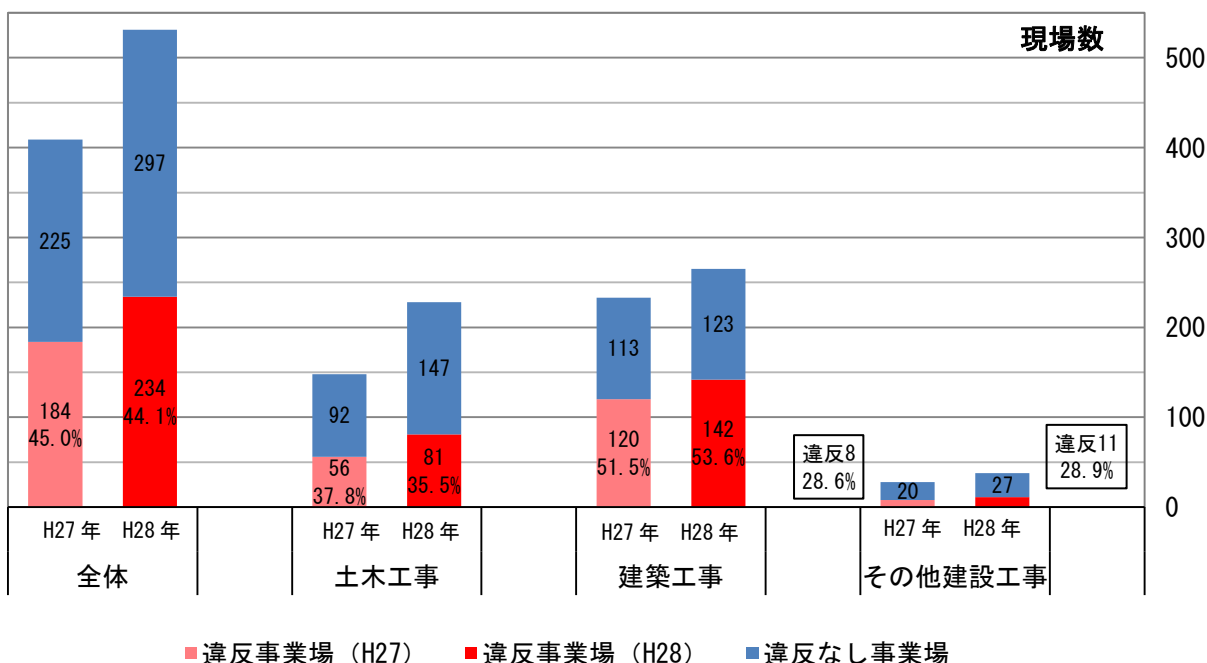
(2) 労働安全衛生法違反が認められた現場数

531 現場に対する監督指導において、234 現場（44.1%）で労働安全衛生法違反（以下「法違反」という。）が認められました。

また、足場等で手すりなどがなく、墜落の危険性が高い設備などについて、29 現場（前年同期間 14 現場）で使用停止等（※）を命じました。

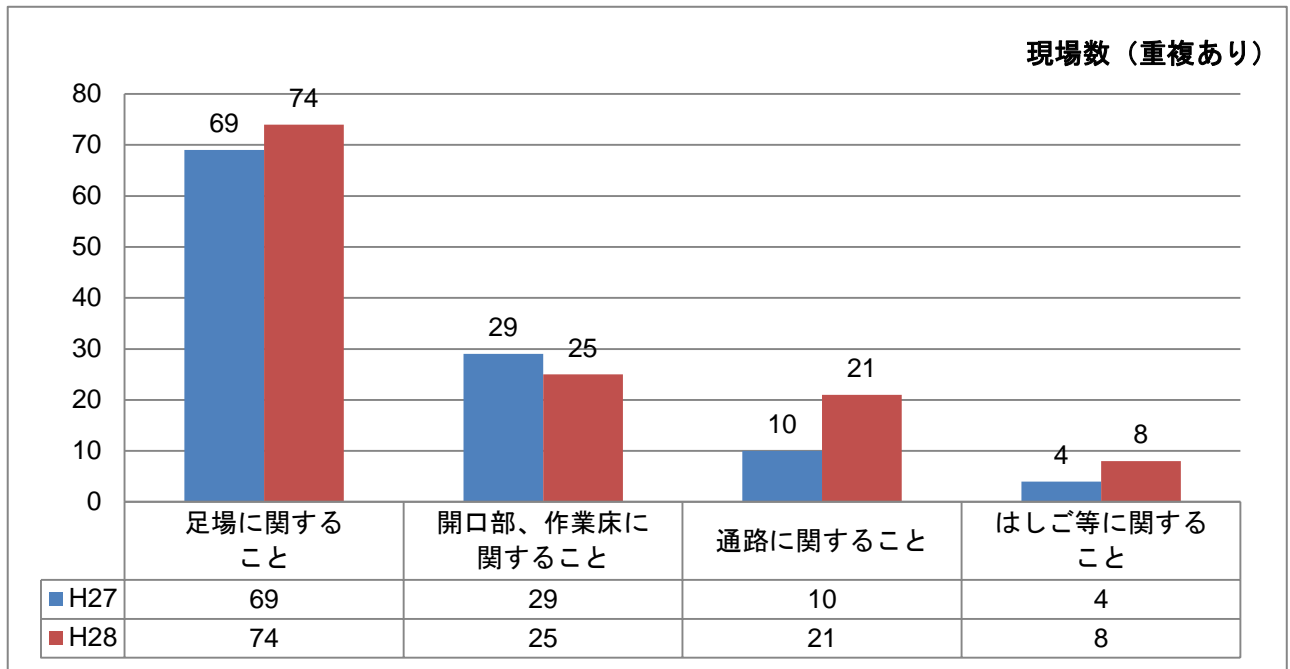
なお、工事種別ごとの法違反の状況は下図のとおりです。

※使用停止等とは、危険性の高い機械・設備などについて、労働基準監督官が労働安全衛生法令に基づき、その場で当該機械・設備などの使用の停止、設備等の変更を命ずる行政処分のこと。



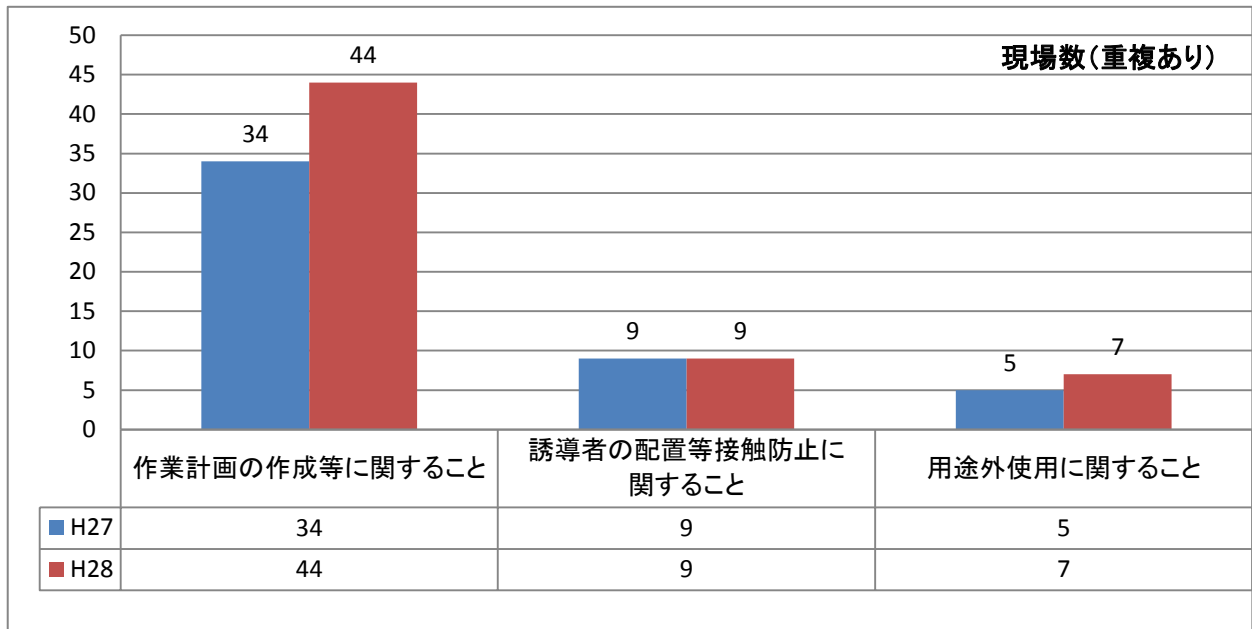
(3) 墜落・転落防止措置に関する主な法違反

足場の手すりの設置や足場の点検などに関する「足場に関すること」、開口部や作業床の手すりや囲い等の設置などに関する「開口部、作業床に関すること」、安全な通路の設置や通路の安全保持などに関する「通路に関すること」、昇降設備の設置などに関する「はしご等に関すること」などに法違反が認められており、現場における主な法違反の状況は下図のとおりです。



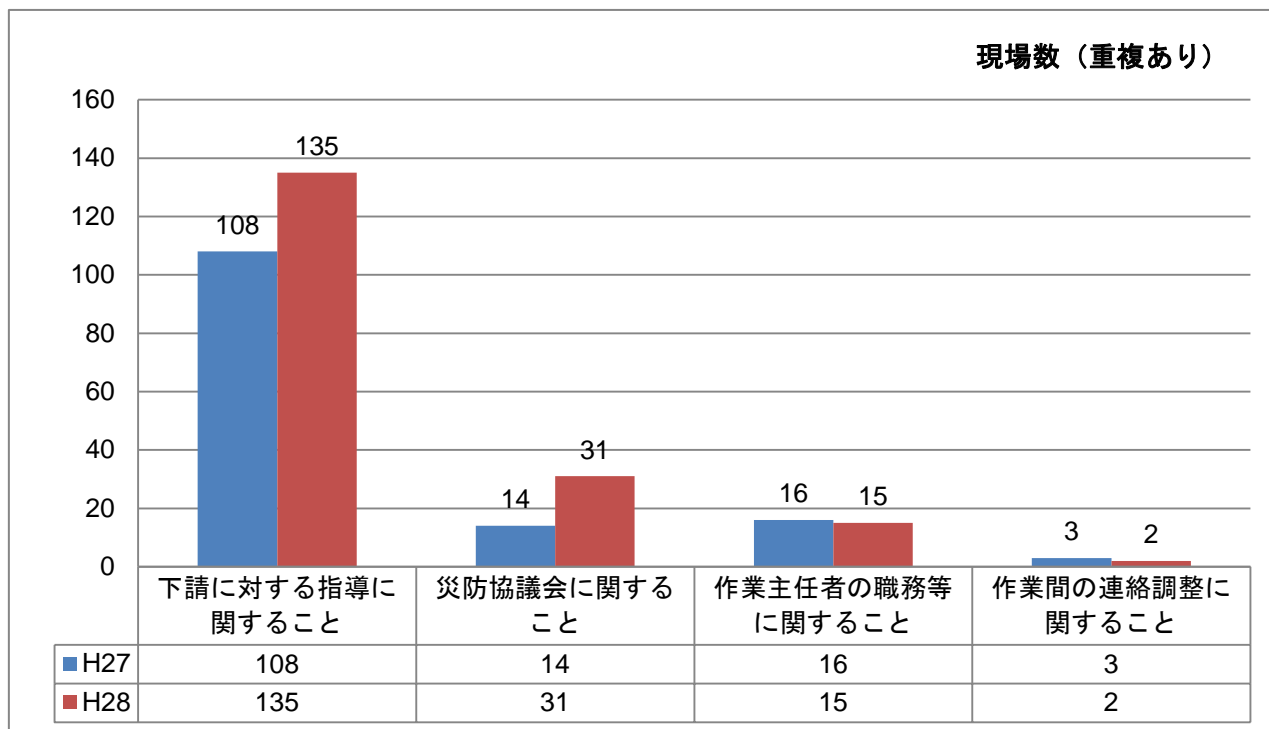
(4) 建設機械等の使用による危険の防止措置に関する主な法違反

ドラグ・ショベルなどの車両系建設機械や移動式クレーン(以下「建設機械等」という。)などを使用する場合の作業計画の作成や周知に関する「作業計画の作成等に関すること」、建設機械等を使用する際の誘導者の配置や建設機械等との接触防止に関する「誘導者の配置等接触防止に関すること」、車両系建設機械の主たる用途以外での使用に関する「用途外使用に関すること」などに法違反が認められており、現場における主な法違反の状況は下図のとおりです。



(5) 安全衛生管理体制に関する主な法違反

元請事業者が下請事業者に対し法違反を生じさせないために行う必要な指導に関する「下請に対する指導に関すること」、現場内において元請事業者と下請事業者により構成される労働災害の防止のための協議組織の設置・運営に関する「災防協議会に関すること」、作業主任者の選任が必要な作業における作業主任者の選任や周知に関する「作業主任者の職務等に関すること」、元請事業者と下請事業者の連絡調整に関する「作業間の連絡調整に関すること」などに違反が認められており、現場における主な法違反の状況は下図のとおりです。



3 パトロールの実施状況

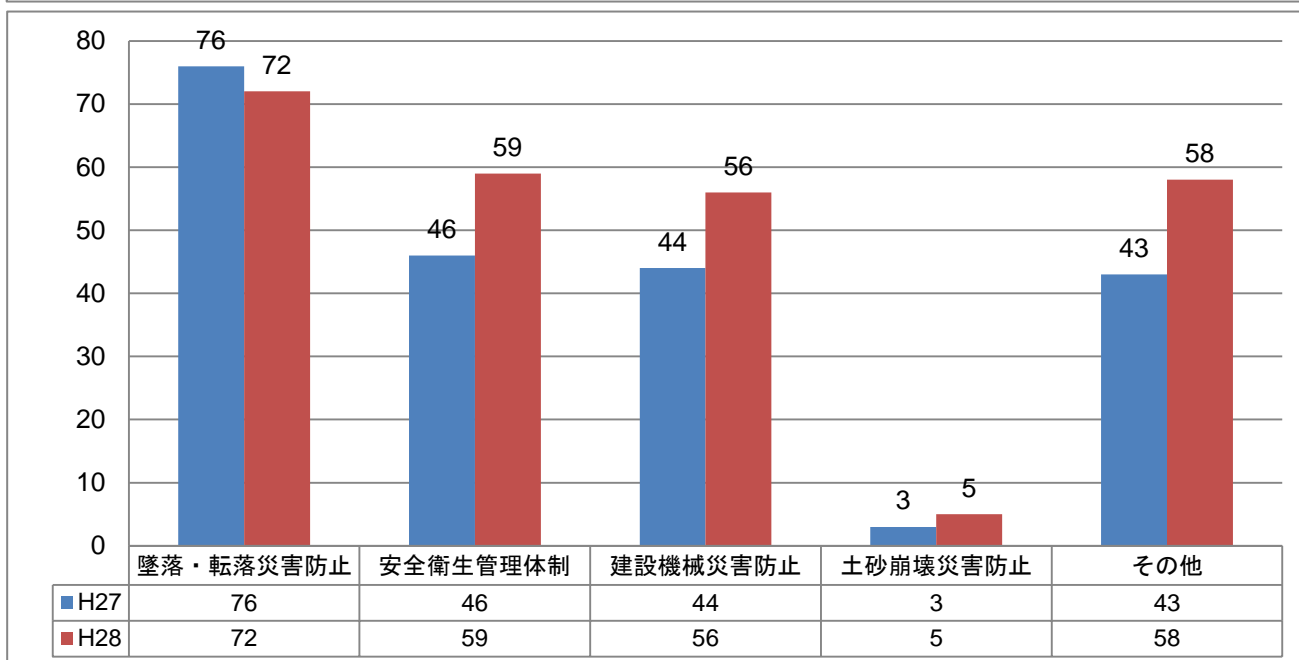
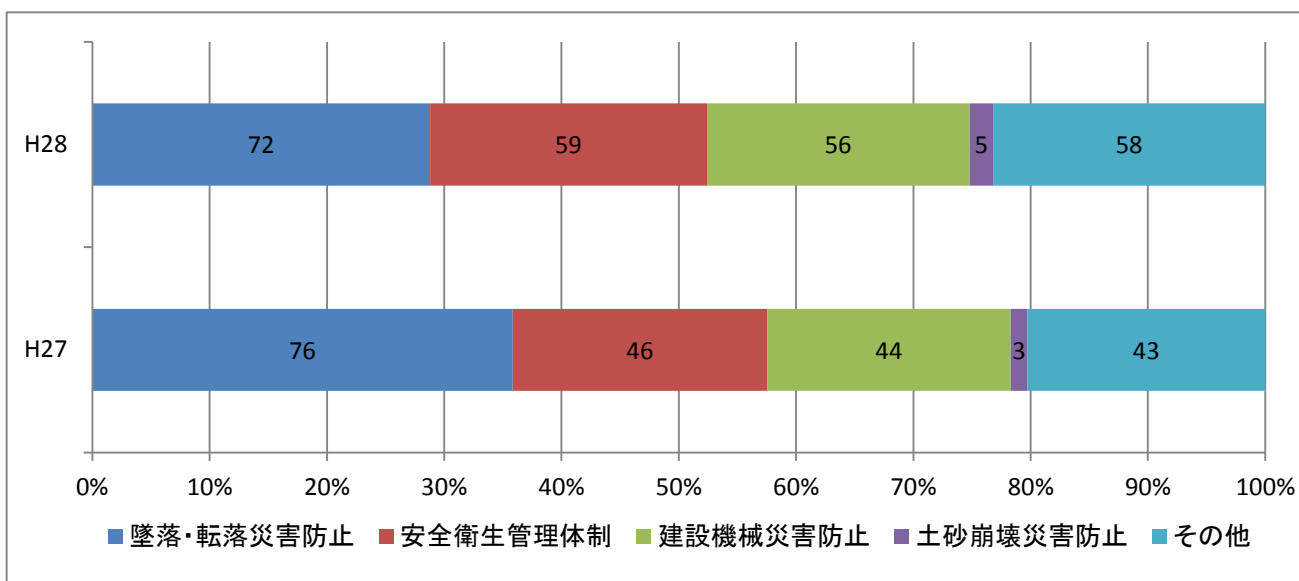
(1) パトロール実施現場数

平成28年10月から12月までの建設工事追い込み期において実施したパトロール(※)は320現場でした。

※パトロールは、労働基準監督署(支署)と建設工事発注機関及び各地域の建設業協会などの関係団体と合同で実施しています。

(2) パトロール時の指導事項(指導事項に関し1現場で重複あり。)

指導事項に関して墜落・転落災害防止に関する指導事項が最も多く、前年同期間と比較して、安全衛生管理体制、建設機械災害防止に関する指導も多くなっています。

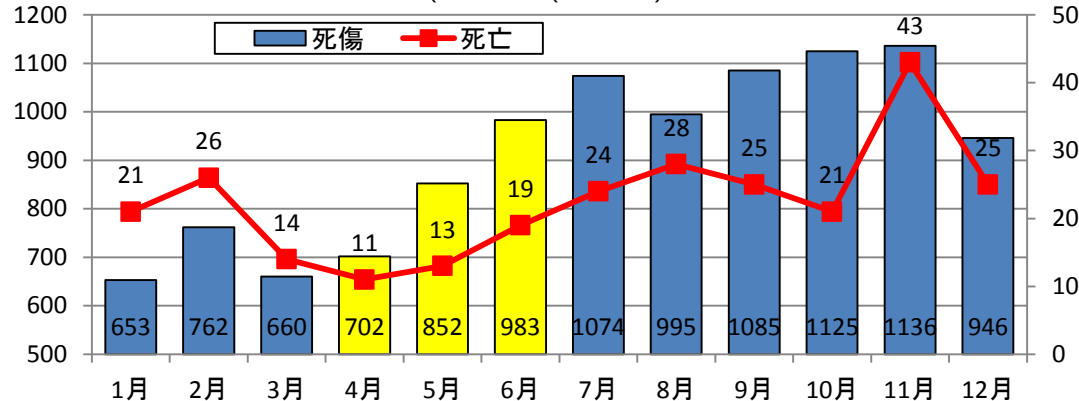


— 工事「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期 —
 [平成29年4月1日～6月30日]

別紙3

STOP!労働災害

◆ 建設業の月別労働災害発生件数の推移(過去10か年(H18-H27)の各月計)



- 建設工事現場が動き出す4月～6月の「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期です。
- 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底等を重点事項としてこの時期に「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開することとしました。
- 特に、5月25日から5月31日までを「建設安全の日」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の一層の促進を図ることとします。

建設工事現場に入場する方は、保護帽に着工期運動のシールを貼り、全員参加で運動の機運を醸成させましょう。



建設業における平成28年の労働災害は、2月末現在の速報値で、死傷者数が前年同期に比べ86人(▲8.8%)減の894人となっているものの、死亡者数は、前年同期に比べ3人(12.0%)増の28人となっています。また、「事故の型別」を死亡災害で見ると、「墜落・転落」が最も多く9人、次に「交通事故」が7人、「崩壊・倒壊」が3人、「激突され」が2人、「はさまれ」・巻き込まれ」などが1人となっています。

一方、平成29年の労働災害は2月末現在で、死傷者数が78人と前年同期に比べ6人減少し、死亡者数も3人(トンネル内での崩落災害、車両系建設機械によるはさまれ災害、交通労働災害)と前年同期に比べ2人減少しています。

しかし、全産業に占める建設業の死亡災害の割合は約40%に達し、一旦災害が起きると重篤な結果に結びつきやすい傾向にあります。

また例年、建設工事の着工期にあたる4月から6月にかけて、死亡災害が増加する傾向にあることから、労働災害防止に向けた基本的な対策の徹底が望まれるところです。

このような状況の下、建設工事現場が動き出す「着工期」こそ、安全対策の「質」を決める時期であることから、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底等を重点事項としてこの時期に「建設工事着工期労働災害防止運動」を展開することとしました。

特に、5月25日から5月31日までを「建設安全の日」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

- 運動期間：平成29年4月1日～6月30日
- 主唱者：厚生労働省北海道労働局・各労働基準監督署(支署)
- 協賛者：建設工事発注者連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工業業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部
- 実施者：建設業関係各事業場(工事現場)

1 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

(1) 共通事項

- ア 経営首脳者による安全パトロールを実施する。
- イ 元方事業者による統括安全衛生管理を徹底する。
- ウ 現場における元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。
- (7) 協議組織の設置・運営及び関係請負人の参加
- (1) 作業間の連絡・調整の確実な実施
- (9) 作業場所の巡視の確実な実施
- (1) 関係請負人が行う安全衛生教育の指導・援助及び新規入場者教育のための資料等の提供
- (1) 工程計画及び機械・設備の配置計画の作成及び協力会社等が作成する作業計画への指導
- エ 関係請負人の職長による安全衛生管理活動の促進を図る。
- オ 運動期間中、特に、工事開始時期その後一週間ごとと並びに「建設安全の日」に、店社による安全パトロール、現場責任者による巡視・安全点検等を集中的に実施する。
- カ 「建設工事着工期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付、安全大会の実施などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)

- ア 墜落・転落災害防止対策
 - (7) 開口部の養生、危険箇所の表示
 - (1) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - (9) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - (1) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (1) 防網の設置、安全帯取付設備の設置
 - (1) はしご等の使用時における安全ブロック等を使用した墜落防止措置の徹底
 - (1) ハーネス型安全帯の導入促進

イ 重機災害防止対策

- (7) 車両系建設機械
 - a 作業計画の作成(種類及び能力、運行経路作業方法)
 - b 立入禁止区域の明確化
 - c 誘導者の配置による転落・接触防止
 - d b及びcに加え、自動警報機能や自動停止機能を利用した有効な立入禁止措置の導入
 - e 主たる用途以外の使用制限
 - f 特定自主検査を含む定期自主検査の実施
- (1) 移動式クレーン
 - a 作業計画の作成(作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統)
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用
 - f 性能検査・定期自主検査の実施

ウ 交通労働災害防止対策

- (7) 路面状況にあった安全な速度での走行
- (1) 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の工事箇所と十分な距離をとった複数箇所への設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c 作業員及び交通誘導者の安全確保に十分なバリケードの設置
- (9) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
- (1) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
- (1) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
- (1) 過労運転の防止

建設工事着工期労働災害防止運動

 **STOP！労働災害** 運動期間 平成29年4月1日～6月30日

- **新規入場者教育**を実施していますか。
- 移動式クレーンや車両系建設機械等の**作業計画**をリスク管理に基づき、作成（変更）していますか。
- **職長**・作業主任者による**適切な作業指揮**が実施されていますか。
- 足場、はしご等からの**墜落・転落災害防止**措置を行っていますか。
- 高所作業時に、ハーネス型安全帯を使用していますか。
- **交通ヒヤリマップ**の作成や、運転者の運転業務以外の業務の軽減に配慮していますか。